

財団法人茨城県青少年協会寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人茨城県青少年協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県水戸市緑町1丁目1番18号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青少年、青少年関係者及びこれらの団体の活動の促進を図り、もってこれらのものの福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年・青少年関係者及びこれらの団体の行う健全育成事業への助成
- (2) 茨城県青少年会館の管理業務の受託
- (3) 茨城県立偕楽園ユースホステル業務の受託
- (4) その他法人の目的達成に必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、茨城県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 この法人は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 12名以内

(2) 監事 2名

2 役員は、理事会において選任する。

3 理事は、互選により、理事長、副理事長、専務理事各1名を定める。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長の欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条の職務を行う。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意により解任することができる。

(顧問)

第17条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、必要な事項について理事長の諮問に応じる。

(事務局)

第17条の2 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に次の職員をおく。

事務長

事務員

3 事務局職員は、その本職の身分において規律されるところによって業務を担当するものとする。

第4章 理事会

(構成)

第18条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第19条 理事会は、この寄付行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(召集)

第20条 理事会は、理事料が召集する。

2 理事の3分の1以上又は監事から理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 理事会は、理事の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第23条 理事会の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中から、その理事会において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第26条 この寄付行為は、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、茨城県知事の許可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第27条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、茨城県知事の許可があったときに解散する。

2 解散したときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、茨城県知事の許可を得て、茨城県又はこの法人と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

1 この寄付行為は、設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の理事は、第13条の規定にかかわらず別紙のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、昭和57年3月31日までとする。

3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第1

9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和56年3月31日までとする。

5 この寄付行為は、平成9年7月4日（事業変更認可）から施行する。